

# 駒ヶ根市農地等利用最適化推進施策に 関する意見回答書

令和8年2月12日

駒ヶ根市

## 1. 農業従事者減少に備えた対策について

### (1) 農地利用の推進対策

昨年度、本市における地域計画が作成されました。今後の農地利用の推進にあたっては、地域計画を具体的・実効性のあるものに更新していくと共に、目標地図を実現性の高いものに更新していくことが必要であると考えます。こうした取り組みを通じて、農地として守っていくエリア、粗放的管理を行うエリア、山林に戻すエリアが自ずと明らかになり、計画の精度が上がることが想定されます。

このため、以下の事項について要望・意見を含め提言します。

ア 地域計画は地区営農組合単位で策定されたが、計画を推進するにあたり、農業委員会も含め、関係機関がどのように関わるのか、推進体制の明確化を図られたい。

イ 市独自の農地バンクの開設を進めるにあたり、バンクに登録した農地をホームページ等で公表することで終わりとせず、登録農地の管理、集積・集約化、遊休農地の発生防止など農地の適正かつ効率的な利用を図るべく、広く関係機関との情報共有を図られたい。

#### 【回答】

ア 計画の推進や進捗管理にあたっては、農業委員会をはじめ、市・県・J A・地区営農組合等で構成される駒ヶ根市営農センターが推進機関の役割を担います。その中で、市では協議の場の確保や計画の適切な更新、農業委員会では目標地図に基づく農地の利用調整を進める等、関係機関それぞれの役割について、必要に応じて説明を行ってまいります。

イ 市独自の農地バンクでは、登録された農地の草刈り等の管理業務を行うことはできませんが、農地の適正かつ効率的な利用や地域計画の実現に向けて、広く関係機関との情報共有を図ってまいります。

### (2) 新規就農者の確保及び就農支援

地域計画策定に伴い行った農業経営に関するアンケートでは、多くの農家から「後継者がいない」と回答がありました。新規就農は毎年数名あるものの、農業従事者の減少が避けられない中、積極的・安定的な担い手確保の施策が必要と考えます。

このため、以下の事項について要望・意見を含め提言します。

ア 機械・施設等の価格高騰による新規就農者や親元就農者の初期投資を軽減するため、市独自の導入支援を図られたい。また、国の担い手確保支援事業は49歳以下を対象としているが、地域農業の担い手を一人でも多く

確保するため、50歳以上の者に対する支援策を講じられたい。

イ 新規就農を目的とした地域おこし協力隊制度の活用を図られたい。

ウ 市内での就農を目的として、農業インターン事業等の研修先で学んだことを実践し、技術習得や経営経験を積むための研修圃場を各地区営農組合内に設置されたい。

#### 【回答】

ア 新規就農者や親元就農者の初期設備投資については、国の補助事業である「経営発展支援事業」が最も補助率の高い制度であることから、認定新規就農者を対象に本事業の活用を最優先で推進していきたいと考えています。一方、本事業は自己負担分について金融機関からの融資を必須としているため、市が直接支援することはできません。このため、本事業の対象外となる方や50歳以上の就農者については、今後、他市町村の事例を参考にしながら、市独自の支援策を検討してまいります。

イ 新規就農者の誘致において、地域おこし協力隊制度の活用は有効な手法と考えます。今後、就農を目的とした活用を含め、農業分野における隊員受け入れについて検討してまいります。

ウ 新規就農者の農地確保については、就農希望者の品目や耕作地の希望を踏まえ、該当する地区営農組合や農業委員会と情報共有を行いながら対応しています。研修圃場の設置にあたっては、就農希望者の人数や品目に加え、地区営農組合ごとの受け入れ環境や条件、営農体制なども考慮する必要がありますことから、一律の設置は難しい状況です。

このため、各地区営農組合と十分に情報共有を図りながら、新規就農者の需要や地域の実情に応じた対応を検討してまいります。

### (3) 集落営農法人の運営及び存続支援

当市の集落営農法人が抱える深刻な問題として、役員の高齢化及び後継者不足、経営農地の管理困難、インボイス制度の3点が挙げられます。

駒ヶ根市においても、この状況を深く理解した上で、農水省担当参事官と連携を図りながら法人支援を行っていることを承知しております。

担当参事官によれば、インボイス制度については、法人構成員の理解や協力が必須ではあるものの、法人が作業受託している構成員の農地に利用権を設定し、従事分量配当から地代の支払いに変えて仕入税額控除できるようにすることが問題解決の方法の一つであると示されました。

問題解決の糸口を見出すことが急務であるため、以下の事項について要望・意見を含め提言します。

ア インボイス制度対策として、構成員の農地に利用権を設定することにつ

- いて、各法人が対応することが可能かどうか調査を実施されたい。
- イ 法人が抱える諸問題について、各法人の知識・アイデア・取り組みを共有し、問題解決に活用できるよう定期的に意見交換会を開催いただきたい。

**【回答】**

ア・イ 集落営農法人が抱える諸課題はいずれも深刻なものであると認識しております。現在取り組んでいる集落営農法人経営強化支援モデル事業を活用し、課題の解決・解消に向けて取り組んでまいります。

ご要望いただきました事項については、各法人の意向や前述の事業の取り組み状況を踏まえながら検討してまいります。

**(4) 有害鳥獣被害への対策強化**

サル、イノシシ、シカ、カラス等の有害鳥獣による令和6年度の被害総額は4,483千円と依然として深刻な状況にあります。また、本市におけるクマの被害報告はないものの、全国各地でクマの人身及び農作物への被害が報道される中、より一層の対策強化が必要であると考えます。

営農意欲を失わせ、山すそを中心に耕作放棄地を増大させないため、以下の事項について要望・意見を含め提言します。

- ア 鳥獣被害対策は、個体群管理、侵入防止対策、生息環境管理の3本柱が基本とされている。個体群管理を行うにあたり、猟友会員の持続的な確保が必要なことから、会員確保に向けての継続的な支援を図られたい。
- イ 市民のほか関係事業者への有害鳥獣被害防止に向けた研修会を継続して開催されたい。
- ウ 猟友会（有害鳥獣対策実施隊）の活動や被害防止対策について市報で広く周知を図られたい。
- エ 被害防止に向け、農地の粗放的管理を組み合わせたゾーニング管理を行うよう対策を講じられたい。

**【回答】**

ア 猟友会員の確保に向けては、狩猟免許の取得に対する補助により推進しております。今年度は補助金受給者1名を会員に確保することができました。引き続き狩猟免許の取得補助を行うと共に、広報を行う等会員確保に努めてまいります。

イ 今年度は、市内で特に被害が多いサルの被害防止を図るため、猟友会員の皆様を中心に、捕獲に係る誘因技術や捕獲器具の正しい使用方法など、より実践的な「サル対策」の講習会を実施しました。次年度以降も被害防止に向けて研修会を継続開催してまいります。

- ウ 猟友会員の確保や被害防止対策について、周知を図ることは今後の有害鳥獣対策において有効な方法であると認識しております。本年は、市報2月号で周知しましたが、引き続き多様な手段の活用をしてまいります。
- エ ツキノワグマ対策におけるゾーニング管理計画については、県の方針に基づき、今後、地域や近隣自治体と連携しながら導入を進めてまいります。また、その他の有害鳥獣については、引き続き猟友会と連携しながら対策を講じてまいります。

#### (5) 農業インフラの整備体制の見直し

農業従事者の減少や高齢化の進行に伴い、畦畔や農業用水路の維持管理は農家だけで対応することは年々難しくなっており、中山間地区では既に支障が出始め、いずれは市内全域に及ぶことが想定されます。また、畦畔だけでなく隣接する農地以外の地先の草刈りを耕作者が担っている現状は、経営規模拡大の妨げともなっています。

このため、以下の事項について要望・意見を含め提言します。

- ア 畦畔や水路等の草刈り支援の組織を新設されたい。

#### 【回答】

- ア 畦畔や水路の草刈りにおいては、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金の対象農地において、必須の活動内容に位置づけられており、その取り組みに対して交付金を交付しているところです。作業負担の軽減を図るため、中山間地域等直接支払交付金を活用したりリモコン草刈機の導入を引き続き支援するとともに、支援組織については、他市町村における取り組み事例をもとに、調査・研究を進めてまいります。

## 2. 農業所得向上の取り組み支援

### (1) 市内農産物の付加価値向上の政策推進

「儲かる農業」が実現できれば、農業の魅力が広まると共に農業従事者も増え、農地も有効活用されるものと考えます。

観光業、飲食業、食品製造業などの需要を掘り起こすこと、需要を満たすことにより、規格外品も含めた市内農産物の消費量も増え、それに伴い付加価値の向上につながります。

収益性の高い農業構造に向け、以下の事項について要望・意見を含め提言します。

- ア 観光、飲食、宿泊、食品加工などの需要を掘り起こす余地が十分にあることから、引き続き市内農産物利用の仕組みづくりを進められたい。

イ 6次産業化推進のための異業種交流会について、農商工をはじめ様々な業種との連携による地域資源の活用や地域活性化に向けて拡充を図りたい。

ウ 有機栽培、環境保全型農業による農産物の高付加価値化の取り組みに対し、市独自の認証制度の新設を検討いただきたい。

**【回答】**

ア・イ 異業種交流会は令和5年度に開始し、令和6年度は参加した34の事業者の中で、10件程度が商談につながりました。今年度の異業種交流会については、参加希望者が少数であったため、開催を中止いたしました。次年度の開催に向けては、開催方法の見直しを行い、農産物生産者と実需者双方の取り組みや課題を共有できる場を設け、需要と供給のマッチングを推進してまいります。

更に、令和5年度から市の魅力発信を目的として、総合セレクトショップである株式会社ビームスの監修により、市内事業者の新商品が開発・販売されました。今年度においては、4事業者のうち2事業者の6次化商品の開発に結びつきました。

引き続き、様々な取り組みと通じて地消地産の拡大や6次産業化を推進してまいります。

ウ 有機JASや特別栽培農産物など、法に基づく国の認証制度は、取得基準のハードルが高いものと認識しています。市独自の認証制度については、他産地との差別化や農産物の高付加価値化、販路拡大につながる有効な手法であると考えています。一方で、現状では市内において有機栽培や環境保全型農業に取り組む経営体は限られていることから、制度導入に先立ち、まずは取り組みを行う経営体を増やしていく必要があると考えます。

このため、現在、駒ヶ根市営農センターが改訂を進めている地域農業ビジョンにおいても、認証制度の導入検討を位置付けることを含め、制度の必要性や導入時期、運用方法について、検討してまいります。

**(2) 米生産者を対象とした今後の米生産の意向把握**

本市における主食用米の生産数量においては、米価の上昇や水稻作付の需要の高まりにより、目安値を大幅に超過しました。目安値には需給バランスを均衡させ、米価の大幅な下落を防止する目的がありますが、今年度の結果を踏まえて、農家との対話により意見を吸い上げ、また、意思疎通を図ることにより、今後の米生産における意思決定に反映していただきたい。

**【回答】**

令和7年度の主食用米の生産数量目安値の超過については、米価の上昇や

需要の増加が背景にあると認識しております。市としましては、需要に応じた適切な生産が重要であると考えておりますが、農政組合長会や営農センター関係会議を通じ、農家の皆様からのご意見もいただいたうえで、今後の米の生産方針について共通理解を深め、合意形成を図っていきたいと考えております。

### 3. 事務事業の円滑な運営支援

#### (1) 現地確認作業の効率化

今年度、「こまがねDX戦略」に基づき、衛星データのAI解析による農地利用状況調査を実施したことにより、委員会事務の省力化が図れたほか遊休農地の正確な荒廃状況が把握できたところです。

現地確認は、農業委員会のみならず転作確認や中山間地域等直接支払事業、多面的機能支払事業でも実施されているところですが、近年、農事部の脱退者の増加により、転作確認作業が大きな負担となっております。

農業者人口の減少が進む中、農業DXの活用により農家の負担軽減を図る必要があるため、以下の事項について要望・意見を含め提言します。

ア 正確な判定結果をもとに遊休農地の利活用を検討するため、衛星データのAI解析による農地利用状況調査を次年度以降も継続されたい。

イ 転作確認においても予算を確保のうえで、リモートセンシングの導入により、現地確認業務の効率化を図られたい。

#### 【回答】

ア・イ 農地利用状況調査における遊休農地の実態把握は、今後の農地利用にとって重要であると考えます。遊休農地の発生防止及び解消の観点から、今年度と同様の調査を次年度以降も実施することについて検討を進めてまいります。また、転作確認においても、多大な労力を要することから、システムの精度や費用等の有効性について研究してまいります。